

## 公取協相談窓口からのお知らせ

### 買取りのトラブルに関する相談が増加しています！

最近、買取り業者に車を売却する際の査定額やキャンセル料に関するトラブルが数多く見受けられます。公取協相談室に寄せられた主な相談事例と相談者への回答、及びトラブル未然防止のためのアドバイスを紹介します。

#### <相談事例1> 買取金額の減額

買取り査定をしてもらったところ、50万円で買い取ると言われたので、契約書を交わした。ところが、後日連絡があり、「オークションで修復歴が発覚したので、20万円減額する」と言われた。

#### <相談者への回答>

買取り業者は車のプロであり、修復歴の有無など、通常の注意を払えばその事実を容易に発見できたと判断される場合は、事業者側に重大な過失があったこととなります。したがって、代金の減額に応じる必要はないと考えられます。

#### <相談事例2> 高額なキャンセル料の請求

30万円で車を売却することになり、契約書にサインした。事情があり、3時間後にキャンセルを申し出ると、「キャンセルに応じる場合、契約書に定められているとおり10万円を請求する」と言われた。

#### <相談者への回答>

契約が成立している場合、買取り業者はキャンセル料を請求することができますが、請求額はあくまでも実損金(実際に被った損害)に限られます。たとえ、契約書に「キャンセル料10万円」とした条項があったとしても、消費者契約法では「事業者に生じる平均的な損害額を超える部分の契約条項は無効」とされています。したがって、実損金を超える額の請求に応じる必要はないと考えられます。

#### <相談事例3> 車検証を持っていかれた

車を売却することになり、契約書にサインした。引き渡しは1週間後であるが、車検証を持って行かれてしまった。車を使用するので、翌日、車検証の返還を求めたが、断られた。

#### <相談者への回答>

車検証不携帯で走行することは、道路運送車両法第66条に違反する行為となります。また、車を使用することを知らず、買取り業者が車検証を預かることは、同条違反の共犯行為となります。直ちに車検証を返すよう、買取り業者に要求してください。

#### <相談事例4> クレーム対策の保険加入

車を売却する契約を行う際、「買い取った車をオークションで売却する際、修復歴などが判明し、当社(買取り業者)に損害が発生した場合、その損害を売主に請求しないで済むよう保険(有料)に入ってくれ」と言われた。このような保険に入る必要があるのか。

#### <相談者への回答>

相談事例1の回答のとおり、修復歴の見落としなどがあった場合、特段の事由がない限り、その責任は買取り業者にあり、それにより発生した損害も、当然、買取り業者が負うべきものと考えられます。したがって、売主が保険に加入する必要はないものと考えられます。

### 消費者の皆さんへのアドバイス

#### 1. 契約書にサインする前に、十分考えて

買取りの場合、契約書にサインすることで契約成立となり、一方的なキャンセルはできなくなる可能性があります。ホントにこのクルマを売ってよいか、提示された金額でよいかなど、よく考えてからサインをしましょう。

#### 2. キャンセル料を請求された場合、その内訳や根拠を求めてください

実損金(買取り業者が実際に被った損害)を超える額の請求に応じる必要はないと考えられます。キャンセル料を請求された場合、その内訳や根拠について説明を求めてください。

#### 3. 車検証等の預かりを求められた場合、断ってください

車検証不携帯で走行することは、道路運送車両法第66条に違反する行為となります。車両の引き渡し前に車検証等の預かりを求められた場合、断ってください。

#### 4. 修復歴の見落としなどを理由にした減額には、原則応じる必要はありません

修復歴の見落としなど、通常の注意を払えばその事実を容易に発見できたと判断される場合は、事業者側に重大な過失があったこととなります。したがって、契約後の売却代金の減額に応じる必要はないと考えられます。

#### 5. 走行距離や修復歴について、買取り業者にきちんと説明しましょう

走行距離や修復歴の有無等について、虚偽の申告をした場合は、売主の責任を問われる場合もあり得ます。買取り業者にきちんと説明し、その上で買取り査定をしてもらうことも大切です。